

桜川市地域防災計画 改定の概要

桜 川 市

一目 次一

第 1 計画改定の方針.....	1
第 2 桜川市地域防災計画の位置付け.....	1
第 3 計画の体系（全体構成）.....	2
第 4 近年の国等の主な防災対策.....	3
第 5 茨城県地域防災計画の改定.....	13
第 5 計画の目次構成.....	16
第 6 主な改定項目.....	19

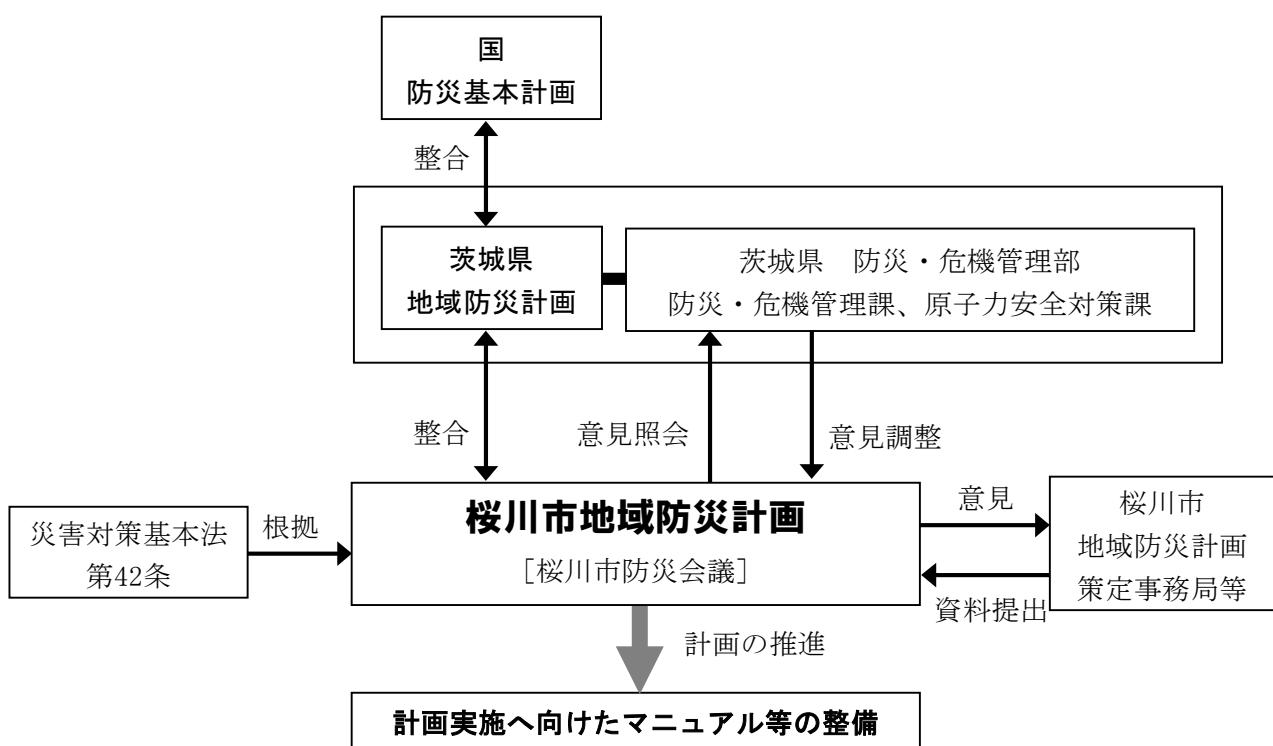
第1 計画改定の方針

桜川市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、桜川市防災会議が作成する災害対策に関する計画であって、国及び茨城県の関係法令等の見直し、令和元年東日本台風及び令和6年能登半島地震等の災害による教訓を踏まえ、大規模な災害時に円滑かつ的確な災害対応を実行できるように体制や対策を見直し、現行（令和2年6月改定）の「桜川市地域防災計画」を改定するものであり、防災関係法令や国・県の防災計画との整合性を図るとともに、地域の実情に合った現実的かつ理解しやすく実効性の高い計画に改定することを目的とします。

市、県、防災関係機関、事業者並びに住民は、いつでもどこでも起りうる災害による人的被害、並びに経済被害を軽減するための備えをより一層充実させる必要があることから、その実践を積極的かつ計画的に促進するものとします。

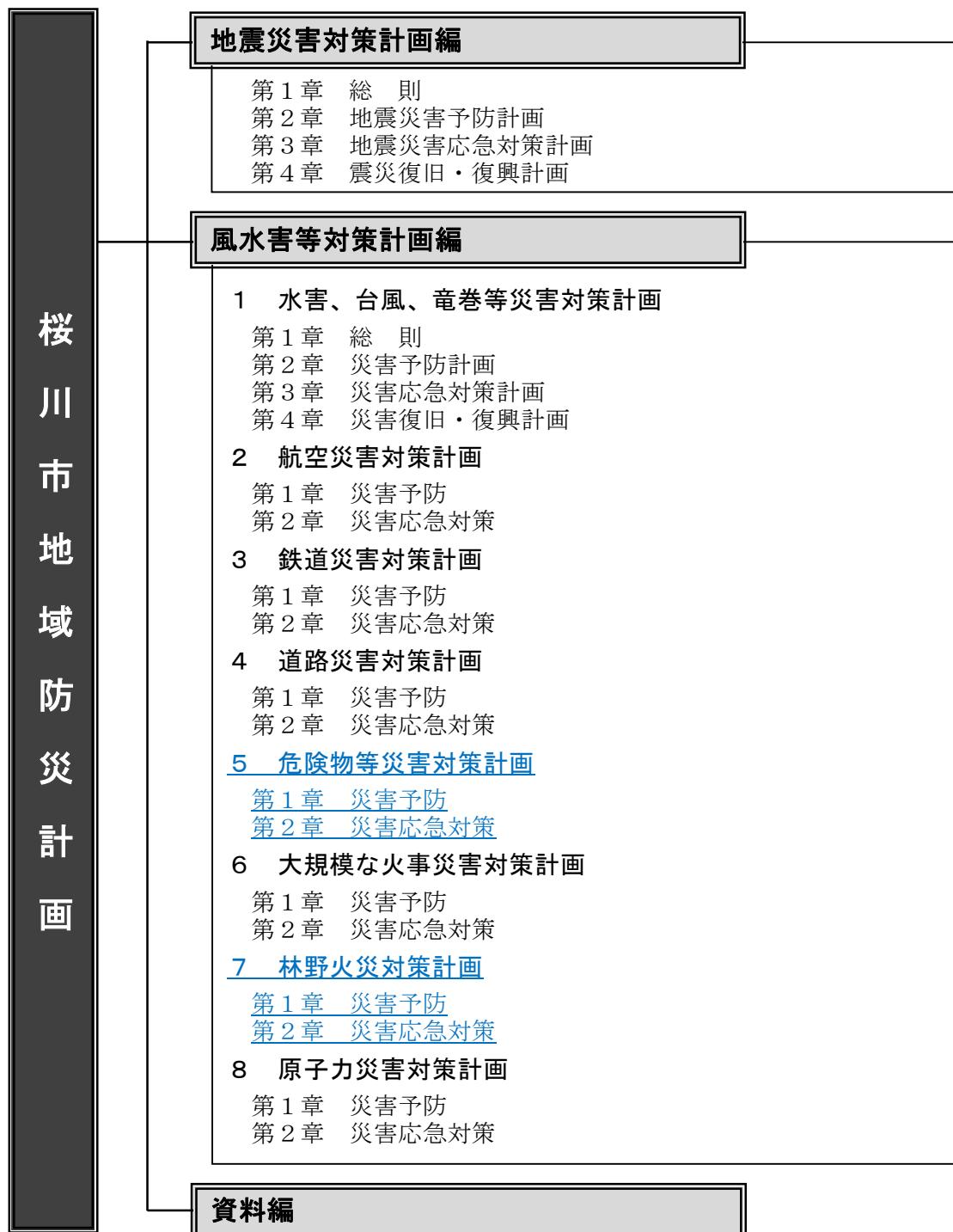
第2 桜川市地域防災計画の位置付け

桜川市地域防災計画の位置付けは以下のとおりです。



第3 計画の体系（全体構成）

桜川市地域防災計画の全体構成は以下のとおりとします。



※青字は新規項目

第4 近年の国等の主な防災対策

【前回修正（令和2年度）以降】

1. 防災基本計画の修正（令和2年5月）

（1）主に令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正

- ① 災害リスクとるべき行動の理解促進
- ② 河川・気象情報の提供の充実
- ③ 災害廃棄物処理体制の整備
- ④ 被災者生活・生業再建支援チームの開催のルール化
- ⑤ 自然災害即応・連携チーム会議の開催

（2）主に令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正

- ① 災害に慣れていない自治体への支援の充実
- ② 長期停電・通信障害への対応強化
- ③ 被災者への物資支援の充実

（3）その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ① 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施
- ② 船舶の走錨等による臨港道路の損壊防止のための防衝工設置
- ③ 無人航空機を活用した情報収集
- ④ 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成
- ⑤ 事業者による危険物流出事故の防止対策の推進

2. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応（令和2年6月）

新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント【第1版】が内閣府から公表された。

第I編は、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関し、詳細を示すため、Q&Aを整理したもの。第II編は、これまでに発出した通知・事務連絡で示した留意事項等を個別分野ごとに分類して整理したもの。

3. 大雨特別警報の発表基準見直し [気象庁] （令和2年7月）

気象庁では、これまで大雨特別警報を発表する基準として、「雨を要因とする基準」（台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合）と「台風等を要因とする基準」（数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合）の2つを用いてきたが、2019年3月に「警戒レベル」が導入され、雨を要因とする大雨特

別警報が「警戒レベル5相当」とされる一方で、台風等を要因とする大雨特別警報が「警戒レベル3相当」とされ、大雨特別警報と警戒レベルの関係が分かりにくい状況となっていた。

大雨特別警報の発表基準を見直して警戒レベルとの関係を分かりやすくするため、大雨特別警報の発表基準を、雨を要因とする基準に一元化して発表することになった。また、暴風・高潮・波浪・暴風雪といった台風等を要因とする大雨以外の特別警報についても、引き続き改善を検討していくとしている。

4. 被災者生活再建支援法の改正（令和2年12月）

被災者生活再建支援法が改正され、支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）が追加された。

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和2年3月）において判定する住家の被害の程度は、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の5区分とされたが、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」（令和2年12月4日公布・施行）により、「中規模半壊」が追加され、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分となった。

5. 災害対策基本法等の一部改正（令和3年5月）

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法等の一部が改正された。

（1）災害対策基本法の一部改正

- ① 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保
- ② 災害対策の実施体制の強化

（2）内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

（3）災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用として、国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

（4）目標・効果

広域避難に関する取組の推進として、広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合2020年度：80%⇒2025年度：100%

6. 避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月10日）

災害対策基本法が令和3年に改正（5月10日公布、5月20日施行）されたことを受け、市町村が避難情報の発令基準等を検討・修正等する際の参考となるよう、これまでの「避難勧告等

に関するガイドライン」の名称を含め改定され、「避難情報に関するガイドライン」として公表された。

法改正に伴う改定のほか、「災対法条文と警戒レベルの関係」「避難行動」「発令対象区域の絞り込み」等について内容の充実が図られたほか、よく挙げられる疑問に対し、「関連情報」として詳細解説が行われた。

7. 防災基本計画の修正（令和3年5月）

（1）災害対策基本法の改正を踏まえた修正

- ① 災害対策本部の見直し
- ② 個別避難計画の作成
- ③ 避難勧告・避難指示の一本化等
- ④ 広域避難に関する事項

（2）新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

- ① 避難所における感染症対策
- ② 避難所開設・運営訓練の実施
- ③ パーティション等の備蓄の促進
- ④ コロナの自宅療養者等に対する情報共有等
- ⑤ 被災自治体への応援職員等の感染症対策

（3）その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ① 災害対応業務のデジタル化の推進
- ② 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保
- ③ 今冬の大雪による大規模な車両滞留を踏まえた対応
- ④ あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進
- ⑤ 首都直下地震緊急対策区域における切迫性に応じた地震対策の推進
- ⑥ 事前防災の取組や複合災害への対応の推進
- ⑦ ボランティアの調整事務の委託を受けた災害ボランティアセンターの必要な経費に対する災害救助法による支援
- ⑧ 防災ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進
- ⑨ 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進
- ⑩ それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建
- ⑪ 女性の視点を踏まえた防災対策の推進

8. 福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定（令和3年5月）

（1）改定の趣旨

指定福祉避難所の指定を促進し、事前に受入対象者を調整し、人的物的体制の整備を図

り、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化

(2) 主な改定内容（記載の追加）

- ① 指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示（災害対策基本法施行規則の改正に伴う措置）
- ② 指定福祉避難所への直接の避難の促進
- ③ 避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策
- ④ 緊急防災・減災事業債を活用した指定福祉避難所の機能強化

9. 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改定（令和3年5月）

(1) 優先度の高い避難行動要支援者についての個別避難計画の作成目標

市町村が主体で、地域の実情に応じておおむね5年程度で作成に取組む

(2) 個人番号を活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・更新

個人番号（マイナンバー）を活用し、避難行動要支援者名簿・個別避難計画に記載する情報を取得できるようになり、自治体職員の業務負担の軽減や、現状に即した避難支援等につながること

(3) 個別避難計画の作成に関する留意事項

- ① 計画作成の業務には、本人の状況等をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画が極めて重要
- ② 避難を支援する者の確保（個人とともに団体（自主防災組織や自治会等）も避難支援等実施者になり得る）
- ③ 避難を支援する者の負担感の軽減（複数人で役割分担をする、地域の避難訓練等を通じた支援者の輪を広げる取組）
- ④ 計画の作成後も、計画内容の改善や避難の実効性の向上につながるため、避難訓練を行うことが適切
- ⑤ 個別避難計画情報についての避難支援等関係者への提供（本人の同意又は条例に特別の定めがある場合は、平時から地域の自主防災組織や消防団、民生委員等の避難支援等関係者と情報を共有）
- ⑥ 社会福祉施設等から在宅に移る避難行動要支援者については、速やかに避難行動要支援者名簿に記載し、避難支援に切れ目が生じないように留意 など

10. 水害からの広域避難に関する基本的な考え方（令和3年5月）

広域避難の実効性を確保するため、各地域の行政機関や公共交通機関等の関係機関が、平時から顔の見える関係を構築し、地方公共団体において必要な検討や協定の締結等を進めていく必要がある。これを踏まえ、地方公共団体において広域避難の検討を促進し、地域や住民が広域避難の必要性を理解し、円滑な広域避難の実施につながるよう、地方公共団体が広域避難の

検討を行う際に活用することを目的として、基本的な考え方や検討手順、先進事例等についてとりまとめた。

11. 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年5月27日公布）

静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生→甚大な人的・物的被害（令和3年7月）を踏まえ、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制

※法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称”盛土規制法”

※国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応

国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定

12. キキクル（危険度分布）における「黒：災害切迫」の新設等 [気象庁]（令和4年6月1日）

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難情報が変更になったが、警戒レベルのカラーコードとキキクル（危険度分布）のカラーコードが一致していなかったため、警戒レベルとの齟齬を解消し、警戒レベル相当情報としてより分かりやすく危険度を伝えることができるよう 「黒：災害切迫」（警戒レベル5相当）が新設され、「うす紫：非常に危険」と「濃い紫：極めて危険」が「紫：危険」（警戒レベル4相当）に統合された。

13. 防災基本計画の修正（令和4年6月）

（1）令和3年度に発生した災害を踏まえた修正

＜令和3年7月1日からの大雨＞

- ① 盛土による災害の防止に向けた対応
- ② 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化
- ③ 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令

（2）その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ① 防災情報のデータ連携のための環境整備
- ② 自治体等の災害対応における先進技術の導入の促進
- ③ 線状降水帯に関する情報発信及び観測体制の強化等
- ④ 避難所における食物アレルギーへの配慮
- ⑤ 避難所等における再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備
- ⑥ 一般送配電事業者等における無電柱化の促進

14. 改正個人情報保護法施行後の避難行動要支援者名簿情報等の取扱い（令和5年4月）

改正個人情報保護法の施行（令和5年4月1日）後は、一般的な個人情報の外部提供は個人情報保護条例ではなく、改正個人情報保護法で利用目的以外の利用が制限されることとなるが、避難行動要支援者名簿の個人情報保護についての取扱いは特別法である災害対策基本法が優先されるため、災害対策基本法第49条の11第2項に基づき、本人同意を得た上で、平常時から名簿情報を外部に適用することが可能（条例に特別の定めがある場合は、避難行動要支援者の同意の有無にかかわらず提供できる。）となる。

15. 防災基本計画の修正（令和5年5月）

（1）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正

北海道・三陸沖後発地震注意情報（※）の解説・伝達

（2）令和4年に発生した災害を踏まえた修正

- ① 旅客船の総合的な安全・安心対策の強化<北海道知床で発生した遊覧船事故>
- ② 火山噴火等による津波に関する普及啓発・情報伝達<トンガ諸島の火山噴火による潮位変化>

（3）最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ① 多様な主体と連携した被災者支援
- ② 国民への情報伝達
- ③ デジタル技術の活用

16. 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和5年5月31日一部施行、11月30日施行）

防災に関する情報提供の充実に向けて、国・都道府県が行う洪水等の予報・警報や民間の予報業務の高度化・充実を図るため「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」が、公布・施行された。

（1）国・都道府県による予報の高度化

- ① 都道府県指定洪水予報河川の洪水予報の高度化
- ② 火山現象に伴う津波の予報・警報の実施

（2）民間事業者による予報の高度化

- ① 最新技術を踏まえた予報業務の許可基準の最適化
- ② 防災に関連する予報の適切な提供の確保
- ③ 予報業務に用いることができる気象測器の拡充

17. 第13次地方分権一括法に伴う災害対策基本法改正（令和5年6月16日公布）

罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において、住家の構造や住家の全体構成を示す図面等の情報が必要なため固定資産課税台帳等を利用できれば調査の迅速化につながるが、地方税法上漏らしてはならない「秘密」に該当するため利用できなかったが、固定資産課税台帳等の情報の利用を可能とする旨の見直しが行われ、被災者の住家に関する情報をその保有に当たつて特定された利用目的以外の目的のために内部利用が可能になった。

18. 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（令和5年6月16日内閣府告示）

被災直後に、災害によって屋根等に被害を受けた住宅の損傷が拡大しないように、被災者の住宅に対する緊急の修理を可能とする制度。令和元年房総半島台風（第15号）や、令和3・4年発生の福島県沖を震源とする地震など、住居の屋根等に著しい損傷を発生させ、直後の降雨により住宅の被害が拡大し、ブルーシートの展張が実施できる団体等を把握しておらず、対応が後手に回ったことや高齢者等が屋根で作業中に誤って転落し、災害関連死となるケースが発生したことが背景にある。（令和5年4月1日から適用）

19. 国土強靭化基本法の一部改正に伴う国土強靭化基本計画の変更（令和5年7月28日閣議決定）

（1）4つの基本目標

- ① 人命の保護
- ② 国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

（2）国土強靭化に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

- ① 国土強靭化の理念に関する主要事項
- ② 分野横断的に対応すべき事項
- ③ 社会情勢の変化に関する事項【新規】
- ④ 近年の災害からの知見【新規】

（3）国土強靭化を推進する上での基本的な方針【5本柱】

- ① 国民の生命と財産を守る防災インフラ（河川・ダム、砂防・治山、海岸等）の整備・管理
- ② 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靭化
- ③ デジタル等新技術の活用による国土強靭化施策の高度化【新規】
- ④ 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化
- ⑤ 地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）【新規】

（4）脆弱性評価

- ① 12の個別施策分野 [1. 行政機能/警察・消防等/防災教育等、2. 住宅・都市、3. 保健医療

・福祉、4. エネルギー、5. 金融、6. 情報通信、7. 産業構造、8. 交通・物流、9. 農林水産、
10. 国土保全、11. 環境、12. 土地利用（国土利用）】

② 6の横断的分野 [A. リスクコミュニケーション、B. 人材育成、C. 官民連携、D. 老朽化対策、E. 研究開発、F. デジタル活用【新規】]

20. 災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令、内閣府令（令和5年9月1日施行）

緊急通行車両のうち、政令で定めるもの（災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）については、当該車両に該当することの確認を受けることとされており、その確認は災害発生時等においてのみ行うこととされているが、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、災害応急対策を実施することとされている指定行政機関等の車両については、災害発生時等の前においても災対法施行令に基づく確認を行うこととする。

また、災対法施行令に基づく確認の申出の手続について、現状、各知事・公安委員会によって必要な書類等の一部が異なっているため、上記確認を的確かつ円滑に行えるようにするとともに、申出者の利便性の向上を図るため、災対法施行令に基づく確認に係る申出書及び添付書類について規定するほか、標章及び証明書の書換え交付、再交付及び返納等について規定する。

21. 土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて（国土交通省通知 令和5年11月10日）

令和6年度より、警戒避難体制の整備等を要する区域としては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条に規定する「土砂災害警戒区域」、同法第9条に規定する「土砂災害特別警戒区域」及びこれらの総称としての「土砂災害警戒区域等」を使用し、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」を使用しない。また、令和6年度以降、土砂災害警戒区域（土石流）より上流の渓流を「土石流危険渓流」と呼ぶ。

22. 防災基本計画の修正（令和6年6月28日）

（1）最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ① 新たな総合防災情報システムの運用開始
- ② 水害対策の強化
- ③ 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

（2）関連する法令の改正を踏まえた修正

- ① 活動火山対策の強化<活動火山対策特別措置法の改正>
- ② 災害支援ナースの充実・強化<医療法の改正>

- ③ 国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、都道府県の求めに応じた提供の実施<水防法及び気象業務法の改正>
- ④ 緊急通行車両確認標章等の事前交付<災害対策基本法施行令の改正>

(3) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

- ① 被災地の情報収集及び進入方策
- ② 自治体支援
- ③ 避難所運営
- ④ 物資調達・輸送
- ⑤ 長時間継続する津波の見通し等に関する解説
- ⑥ より実態に即した液状化リスク情報の提供

23. 原子力災害対策指針の修正（令和6年9月1日）

原子力災害対策指針について、原子力災害医療に係る研修及び訓練の対象者に関する記載の修正のほか、全国規模で原子力災害医療に携わる者を確保するための体制整備として、原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みの新設等を行うため、所要の改正が行われた。

24. 罹災証明書の様式の統一化について（令和6年11月8日府政防第1481号）

罹災証明書の申請書様式は、市区町村において任意の様式が使用されてきたところ、令和6年能登半島地震では、被災者の命と健康を守る観点から2次避難（広域避難）を実施したことに伴い、広域避難先から住家が所在する自治体に対して罹災証明書の交付を申請する必要があったことを踏まえ、申請書様式についても、事前に統一化を図り発災時における被災者支援を迅速に進めるための環境整備を進める必要があることを踏まえ、罹災証明書の申請書に係る統一様式が提示された。

25. 「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」の改定（内閣府：令和6年12月改定）

令和6年6月に、避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会が「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」への考え方の転換等をとりまとめ、令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループが令和6年11月に能登半島地震の対応を踏まえた各種取組の実施や避難所の在り方の見直しについてとりまとめたことをうけて、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」が改定された。

スフィア基準に沿った、避難所における1人当たりの居住スペースや必要な備品確保及び備

蓄、トイレ設定の基準や女性用・男性用の割合、入浴施設の設置等を含め、トイレの確保・管理（トイレカー・トイレトレーラーの確保等）、食事の質の確保（キッチンカーの活用や飲食業協同組合による調理人の派遣等）、生活空間の確保（パーテイションや段ボールベッドを避難所の開設時に設置すること等）、生活用水の確保（シャワーや仮設風呂設置のための資機材の備蓄等）が示されている。

26. 国土強靭化地域計画内容充実ガイドライン（令和7年2月）

計画策定済みの地方公共団体が、地域の特性・脆弱性を踏まえて必要な施策等を検討し、地域計画の内容を充実させる際に参考としていくことを想定した実務的な手順書として作成された。

内容充実の進め方として、毎年実施可能な簡易チェックを含めたP D C Aサイクルや、本格的なチェック・検討をする上で必要な素材、多様な住民周知方法等が紹介されている。

また、地域特性等を踏まえて地域計画の改定を行った事例や、先進的な施策に取り組む自治体の事例が紹介されている。

【令和6年度まで】

第5 茨城県地域防災計画の改定

県は、以下のとおり、茨城県地域防災計画を改定しています。

1. 令和3年3月の改定

(1) 改定の背景

- ① 防災基本計画の改定（令和2年5月）

令和元年東日本台風、令和元年房総半島台風の検証を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策など

- ② 県の最新の取組を計画に位置付け

避難所における新型コロナウイルス感染症対策、道の駅の防災拠点としての位置づけなど、前回の計画改定以降に新たに取り組んだ施策など

(2) 主な改定項目

- ① 災害リスクと取るべき行動の理解促進

ハザードマップ等の配布による居住地域の災害リスクや取るべき行動の周知、避難情報の理解促進

- ② 新型コロナウイルス感染症対策

ア 避難所の感染症対策

(ア) 避難者の過密抑制や必要に応じたホテルや旅館等の活用、平常時からの連携強化を計画に位置づけ

(イ) 避難所におけるコロナ禍に必要な知識（咳エチケット等）の普及啓発

イ 公的備蓄の拡充

感染症対策用品（マスク、消毒液）の拡充など、感染症対策に伴う流通在庫備蓄の見直し

- ③ 道の駅の防災拠点としての位置づけ

被災直後は避難所として、その後は広域的な被災地の復旧・復興の支援拠点として活用

- ④ 被災者支援対策

ア 災害福祉支援ネットワークとの協定締結によりD W A T (※)を避難所等へ派遣する支援体制の確保

※D W A T：茨城県、茨城県社会福祉協議会及び福祉関係団体等の福祉専門職からなるチーム

イ ボランティア活動の促進に関する見直し

- ⑤ その他

ア 災害救助法の改正（費用の範囲及び限度額）

イ いばらき災害対応支援チームの位置づけ（防災市町村の災害対応を支援）

ウ 組織改編に伴う班体制の見直し（災害対策本部事務局に応援・受援班を新設）

2. 令和5年1月の改定

(1) 改定の背景

- ① 県の最新の取組みを計画に位置付け

避難行動要支援者の避難対策、新型コロナウイルス感染症対策など、前回の計画改定以降に新たに取組んだ施策

- ② 国防災基本計画の修正

災害対策基本法の改正を踏まえた修正 など

(2) 主な改定項目

- ① 県の最新の取組みに関するもの

ア 全ての避難行動要支援者が避難できる市町村の支援体制の整備及びマイ・タイムラインの啓発など避難対策

イ 新型コロナウイルス感染症対策を考慮した避難所の対応やレイアウト例を盛り込んだ避難所運営マニュアル・指針を本計画に位置付け

ウ 災害時における女性に特化した相談窓口の設置など女性の視点を踏まえた防災対策

- ② 国防災基本計画の改定に関するもの

ア 住民へ発出する避難情報について、「避難勧告又は避難指示」から「避難指示」へ一本化

イ 応急仮設住宅の供与について、公営住宅や賃貸型住宅の活用により、被災者の応急的な住まいを早期確保

ウ 危険が確認された盛土に対する県や市町村による速やかな是正指導

3. 令和6年3月の改定

(1) 改定の背景

- ① 県の最新の取組を計画に位置付け

- ② 国防災基本計画の修正

(2) 主な改定項目

- ① 県の最新の取組に関するもの

ア カメラや水位センサーの設置、地区内住民からの情報提供などに基づく、内水氾濫に係る避難情報発令の基準設定

イ 市町村からの要請により派遣された助産師による避難所等での妊産婦や乳児に対する救護活動、健康管理及び保健指導等の実施

- ② 国防災基本計画の修正に関するもの

ア 被災者一人ひとりの課題を把握し、関係機関と連携した支援を継続的に実施する「災害ケースマネジメント」の仕組の整備

イ 被災者台帳や避難行動要支援者名簿のデジタル化による被災者支援業務の迅速化・効率化

4. 令和7年3月の改定

(1) 改定の背景

- ① 県の最新の取組を計画に位置付け
- ② 国防災基本計画の修正

(2) 主な改定項目

- ① 県の最新の取組に関するもの

ア 避難所の生活環境の向上のため、備蓄や民間企業との物資調達に関する協定の締結により、避難所開設当初から簡易ベッドの設置や快適に使える仮設トイレ、防犯ブザー、授乳服の確保に努める

イ 災害時に必要とされる医療を迅速・的確に提供できる体制を構築するため、医薬品等の供給調整や薬剤師の派遣調整等を行う災害薬事コーディネーター及び災害支援薬剤師の認定

- ② 国防災基本計画の修正に関するもの

ア アンダーパス部等の道路の冠水を防止するための対策、橋や河川に隣接する道路の流出による被災地の孤立が長期化しないための対策

イ 医療機関から災害支援ナースを被災地に派遣する体制を整備

第5 計画の目次構成

計画の目次構成は以下のとおりです。

桜川市地域防災計画目次構成（案）	現計画における記載状況	備考
地震災害対策計画編		
1 地震災害対策計画	○	
第1章 総 則	○	
第1節 防災計画の概要	○	
第2節 桜川市の概要	○	
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	○	一部第1節に含めて内容整理
第4節 防災対策の推進方向	⊖	第1節に含めて内容整理
第2章 地震災害予防計画	○	
第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	○	
第2節 地震に強いまちづくり	○	
第3節 地震被害軽減への備え	○	
第4節 防災教育・訓練	○	
第3章 地震災害応急対策計画	○	
第1節 初動対応	○	
第2節 災害情報の収集・伝達	○	
第3節 応援・派遣受援	○	
第4節 被害軽減対策	○	一部第5節に含めて内容整理
第5節 被災者生活支援	○	一部第6節に含めて内容整理
第6節 災害救助法の適用	○	
第7節 応急復旧・事後処理	○	
第4章 震災復旧・復興計画	○	
第1節 被災者の生活の安定化	新規	
第6節 義援金品受付・配分計画	⊖	
第7節 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	⊖	
第8節 生活福祉資金の貸付	⊖	第1節に含めて内容整理
第9節 母子父子寡婦福祉資金	⊖	
第5節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画	⊖	
第3節 被災者生活再建支援法の適用計画	⊖	
第4節 茨城県被災者生活再建支援補助事業の適用計画	⊖	
第2節 被災施設の復旧	新規	
第1節 公共施設の災害復旧計画	⊖	第2節に含めて内容整理
第3節 激甚災害の指定	新規	

桜川市地域防災計画目次構成（案）	現計画における記載状況	備考
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	⊖	第3節に含めて内容整理
第10節 その他の保護計画	⊖	第1節に含めて内容整理
第4節 復興計画の作成	新規	
風水害等対策計画編		
1 水害、台風、竜巻等災害対策計画	○	
第1章 総則	○	
第1節 防災計画の概要	○	
第2節 桜川市の概要	○	
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	○	
第4節 防災対策の推進方向	⊖	
第2章 災害予防計画	○	
第1節 災害対策に携わる組織とネットワークの整備	○	
第2節 災害に強いまちづくり	○	
第3節 被害軽減への備え	○	
第4節 防災教育・訓練	○	
第3章 災害応急対策計画	○	
第1節 初動対応	○	
第2節 災害情報の収集・伝達	○	
第3節 応援・派遣受援	○	
第4節 被害軽減対策	○	
第5節 被災者生活支援	○	
第6節 災害救助法の適用	○	
第7節 応急復旧・事後処理	○	
第4章 災害復旧・復興計画	○	
第1節 被災者の生活の安定化	新規	
第6節 義援金品受付・配分計画	⊖	
第7節 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	⊖	
第8節 生活福祉資金の貸付	⊖	
第9節 母子父子寡婦福祉資金	⊖	
第5節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画	⊖	
第3節 被災者生活再建支援法の適用計画	⊖	
第4節 茨城県被災者生活再建支援補助事業の適用計画	⊖	
第2節 被災施設の復旧	新規	
第1節 公共施設の災害復旧計画	⊖	
第3節 激甚災害の指定	新規	
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	⊖	
第10節 その他の保護計画	⊖	

桜川市地域防災計画目次構成（案）	現計画における記載状況	備考
<u>第4節 復興計画の作成</u>	<u>新規</u>	
2 航空災害対策計画	○	
第1章 災害予防	○	
第2章 災害応急対策	○	
3 鉄道災害対策計画	○	
第1章 災害予防	○	
第2章 災害応急対策	○	
4 道路災害対策計画	○	
第1章 災害予防	○	
第2章 災害応急対策	○	
5 危険物等灾害対策計画	<u>新規</u>	
第1章 災害予防		
第2章 災害応急対策		
6 大規模な火事災害対策計画	○	
第1章 災害予防	○	
第2章 災害応急対策	○	
7 林野火災対策計画	<u>新規</u>	
第1章 災害予防		
第2章 災害応急対策		
8 原子力災害対策計画	○	
第1章 災害予防	○	
第2章 災害応急対策	○	

第6 主な改定項目

主な改定項目は、次のとおりです。

以下、各計画について略式表記します。

地震災害対策計画	⇒ 地震対策	水害、台風、竜巻等災害対策計画	⇒ 水害等対策
航空災害対策計画	⇒ 航空対策	鉄道災害対策計画	⇒ 鉄道対策
道路災害対策計画	⇒ 道路対策	危険物等災害対策計画	⇒ 危険物等対策
大規模な火事災害対策計画	⇒ 大火災対策	林野火災対策計画	⇒ 林野火災対策
原子力災害対策計画	⇒ 原子力対策		

※「地震災害対策計画編」と重複し、「水害、台風、竜巻等災害対策計画編」等において準用している節については、記載箇所を省略しています。

■ 計画の構成等に関する改定事項

1. 重複内容の整理

[全編]

風水害等対策計画編において地震災害対策計画編と重複する記述については、参照箇所を準用するとしました。

2. 用語や各種数値に関する表などの資料編への移動

[全編]

用語や各種数値に関する表、一部災害履歴などは資料編にまとめての記載としました。

3. 総則の整理

[地震対策 第1章 総則]

複数の節に分かれて記載していた基本方針や基本目標をまとめて記載し、総則の内容を整理しました。

4. 復旧・復興計画の整理

[地震対策 第4章 震災復旧・復興計画]

県地域防災計画と項目及び内容の整合を図り、各節の統合・順序の入替え等、復旧・復興計画全般を整理・見直しました。

5. 危険物等災害対策計画、林野火災対策計画の新規項目立て

〔危険物等対策、林野火災対策〕

近年の災害態様の多様化に対応するため、県地域防災計画を参考に、危険物等災害対策計画、林野火災対策計画を新規項目立てしました。

■ 市及び防災関係機関の体制等に関する改定事項

1. 市及び防災関係機関の状況等の変化に伴う修正

〔全編〕

市内・近隣の組織・団体の名称等、桜川市及び防災関係機関の状況や環境の変化等に伴う、最新の状況・データに更新・修正を行いました。

2. 市及び防災関係機関の業務の大綱の見直し

〔地震対策 第1章 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱〕

県地域防災計画の見直しや桜川市の現状を反映させ、市及び防災関係機関の業務の大綱の見直しを行いました。

3. 災害対策本部の体制、職員配備基準の見直し

〔地震対策 第3章 第1節 1-1 組織計画、1-2 動員計画〕

〔水害等対策 第3章 第1節 1-1 組織計画、1-2 動員計画〕

〔航空対策 第2章 災害応急対策〕 〔鉄道対策 第2章 災害応急対策〕

〔道路対策 第2章 災害応急対策〕 〔危険物等対策 第2章 災害応急対策〕

〔大火災対策 第2章 災害応急対策〕 〔林野火災対策 第2章 災害応急対策〕

〔原子力対策 第2章 災害応急対策〕

配備基準について震度、キキクルや警戒レベル等を考慮する内容とし、災害対策本部等の設置基準との連動を図るとともに、災害対策本部設置以前の体制（災害警戒本部の設置等）の整理、災害対策本部の構成の見直し、事務分掌の整理・見直しを行いました。

また、各事故等災害について、配備基準を設定するとともに、災害情報の収集・伝達系統及び連絡先等を修正しました。

※キキクル：気象庁が提供する「危険度分布」の愛称。大雨による災害発生の危険度の高まりが地図上にリアルタイムで色分けされて表示される。

4. 災害情報のとりまとめ、伝達系統の明確化

[地震対策 第3章 第2節 2-2 災害情報の収集・伝達計画]

[水害等対策 第3章 第2節 2-2 災害情報の収集・伝達計画]

災害情報の迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、把握すべき被害情報、とりまとめるべき報告内容、報告先等を明確にし、その伝達系統を記載しました。

■ 避難情報・気象情報・避難等に関する改定事項

1. 土砂災害対策・水害対策の見直し

[地震対策 第2章 第2節 2-5 地盤土砂災害等予防計画]

[水害等対策 第2章 第2節 2-2 水害予防計画]

土砂災害対策として、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下、土砂災害警戒区域等）、がけ崩れ対策、地すべり対策、土石流対策、造成地災害防止対策等をはじめ、土砂災害対策全般について県地域防災計画を参考に見直しました。

水害対策として、洪水浸水想定区域に、本市域の利根川水系桜川その他計11河川が指定されていることを記載し、避難体制の整備について記載しました。

2. 避難場所、避難所等の指定

[地震対策 第2章 第3節 3-5 避難対策計画]

[水害等対策 第2章 第3節 3-4 避難対策計画]

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の留意点等について、県地域防災計画を参考に見直しました。

3. 浸水想定区域・土砂災害警戒区域等内における避難確保

[地震対策 第2章 第3節 3-5 避難対策計画]

[水害等対策 第2章 第3節 3-4 避難対策計画]

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内における住民の避難を確保するために定めるべき事項、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の本計画への位置づけ、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の周知について記載しました。

4. 要配慮者対策の推進

〔地震対策 第2章 第3節 3-6 要配慮者対策計画〕
〔水害等対策 第3章 第5節 5-6 要配慮者安全確保対策計画〕

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における作成すべき避難確保計画、防災訓練の実施や市による定期的な確認等について記載しました。

また、在宅の要配慮者に対する個別避難計画の作成を位置づけるとともに、個別避難計画が作成されていない避難行動要援護者への避難支援対策、個別避難計画と地区防災計画との一体的な運用について記載しました。

5. 災害関連情報の改正等に伴う見直し

〔地震対策 第3章 第2節 2-1 地震情報等〕
〔水害等対策 第3章 第2節 2-1 気象情報等〕

災害関連情報の改正等を踏まえ、地震情報等、防災気象情報等の内容・発表基準を最新の内容に更新するとともに、南海トラフ地震に関する情報、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する情報、警戒レベルと住民がとるべき行動との関連、各種情報の伝達系統などについて記載・修正しました。

6. 「避難情報に関するガイドライン」に沿った避難情報の修正等

〔地震対策 第3章 第4節 4-2 避難計画〕
〔水害等対策 第3章 第4節 4-2 避難計画〕

避難指示等の種類を整理するとともに、実施責任者及びその基準について修正しました。

また、「避難情報に関するガイドライン」等を参考として、洪水・土砂災害、地震による災害、それぞれの避難指示等発令の判断基準例を見直し・新規設定しました。

さらに、水害対策等では、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の住民に対する情報の伝達方法、伝達系統を記載しました。

7. 住民の避難誘導及び住民自らの避難行動

〔地震対策 第3章 第4節 4-2 避難計画〕
〔水害等対策 第3章 第4節 4-2 避難計画〕

住民の身の安全を確保するため、避難誘導の方法を見直すとともに、住民自らとるべき避難行動の内容について記載しました。

8. 避難所の開設・運営方法の見直し

[地震対策 第3章 第4節 4-2 避難計画]

[水害等対策 第3章 第4節 4-2 避難計画]

発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、避難指示の発令等と併せて指定緊急避難場所等を開放することを記載しました。

また、避難所の開設・運営方法については、「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」（令和5年3月改定 茨城県）を参考に見直しました。

9. 広域避難（広域一時滞在）への対応

[地震対策 第3章 第4節 4-2 避難計画]

[水害等対策 第3章 第4節 4-2 避難計画]

市域外への広域避難（広域一時滞在）が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な避難が可能となるよう、広域避難（広域一時滞在）の手順について記載しました。

10. 被災者の健康維持対策

[地震対策 第3章 第5節 5-2 避難生活の確保、健康管理]

避難所等を開設し一時的に受入保護した被災者等に対し、良好な避難生活の提供及び維持を図るため、災害時保健活動については「茨城県災害時保健活動マニュアル」「真壁医師会桜川支部災害対策マニュアル」「桜川市災害時保健活動マニュアル」等に基づいた活動を実施するものとし、避難所等における生活環境の整備、避難者の健康管理、心のケア対策、食品衛生の確保などを記載するとともに、避難所以外の被災者についても、在宅避難者等への支援、市外避難者への対応などについて、記載しました。

また、保健医療福祉関連の支援チームとして、D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）、D P A T（災害派遣精神医療チーム）、D W A T（災害派遣福祉チーム）、J D A - D A T（日本栄養士会災害支援チーム）、J R A T（日本災害リハビリテーション支援協会）を位置づけました。

さらに、避難所の感染症対策として、「避難所感染症対策の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施するものとし、D I C T（災害時感染制御支援チーム）との連携を記載しました。

11. 安否情報照会への対応

[地震対策 第3章 第5節 5-4 ニーズの把握・相談窓口の設置

・生活情報の提供]

被災者の安否情報について照会があった場合の対応について、個人情報の管理等留意事項を記載しました。

12. 児童生徒等の安全確保対策

[地震対策 第3章 第5節 5-7 文教対策計画、5-8 帰宅困難者対策]

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合における、児童生徒等の安全確保対策について見直すとともに、通学等に対する災害応急対策を記載しました。

■ その他、防災基本計画・県計画等の修正を踏まえた見直し

1. 国土強靭化地域計画の位置づけ

[地震対策 第1章 第1節 防災計画の概要]

本計画の国土強靭化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法に基づく「桜川市国土強靭化地域計画」を指針とすることを位置づけました。

2. 相互応援体制の整備、応援要請等の見直し

[地震対策 第2章 第1節 1-2 相互応援体制の整備]

[水害等対策 第3章 第3節 3-1 自衛隊の災害派遣要請計画、 3-2 応援要請の実施及び受援体制の確保と応急措置の代行、 3-3 県防災ヘリコプターによる災害応急計画、 3-4 他市町村被災時の応援]

大規模災害時に対する備えとして、市町村間の相互応援体制、被災他市町村への応援活動のための体制整備について記載するとともに、災害時における市の自力による応急対策が困難な場合に対処するため、他市町村や県への応援要請、災害応急措置の県等による代行、応援を受けるための体制整備について記載しました。

また、災害時における、自衛隊の災害派遣を知事に要請依頼するための内容全般について、県地域防災計画を参考に見直すとともに、県防災ヘリコプターの支援要請について、茨城県防災ヘリコプター応援要綱を参考に見直しました。

3. 自主防災組織、市内事業所・企業、ボランティア組織の防災体制の整備

〔地震対策 第2章 第1節 1-3 防災組織等の活動体制の整備〕

〔水害等対策 第3章 第5節 5-3 ボランティア団体等支援計画〕

大規模災害時に、住民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がその役割分担を確実に推進し、被害軽減を図るために、自主防災組織の整備と育成、市内事業所の防災体制の強化、ボランティア組織の育成・連携について見直すとともに、企業防災の促進として、災害時においても重要業務を継続することができるよう、事業継続計画（BCP）や事業継続マネジメント（BCM）の取組み促進について記載しました。

また、住民・事業者による地区内の防災活動の推進として、地区防災計画の作成推進及び本計画への位置づけについて記載しました。

さらに、災害発生時のボランティア活動の支援として、災害ボランティアセンターの活動内容を見直すとともに、ボランティアに協力依頼する活動内容、活動拠点の提供等を記載しました。

4. 多様な情報伝達手段の活用

〔地震対策 第2章 第1節 1-4 情報通信ネットワークの整備〕

〔地震対策 第3章 第5節 5-4 ニーズの把握・相談窓口の設置・
生活情報の提供〕

〔水害等対策 第2章 第2節 2-1 都市防災化計画〕

災害時においても、住民が提供される情報を速やかに収集できるよう、新しい情報伝達手段として、桜川市情報メール一斉配信サービス、市ホームページ、市公式SNS（X（旧Twitter）、LINE、Facebook）等の活用を図ることを記載するとともに、報道機関等との災害情報共有システム（Lアラート）の活用や、近隣アマチュア無線クラブ等との連携について記載しました。

また、被災者への情報伝達としては、上記に加え、従来のテレビ・ラジオ、FAX、情報紙・広報紙、立看板・掲示板等多様な情報伝達手段を活用することを記載しました。

5. 防災拠点としての市役所新庁舎の整備

〔地震対策 第2章 第2節 2-2 地震防災上緊急整備すべき施設等の整備計画〕

〔水害等対策 第2章 第2節 2-1 都市防災化計画〕

市民の安全を守る防災拠点として、耐震基準を満たし、大規模災害時でも72時間業務継続が可能な非常用発電を備え、自衛隊などの災害派遣の受入れが可能な新庁舎を整備することを記載しました。

6. 公共土木施設・ライフライン施設の防災対策・応急復旧対策の見直し

[地震対策 第2章 第2節 2-3 土木施設の防災対策の推進、
2-4 ライフライン施設の耐震化の推進]

[水害等対策 第3章 第7節 7-2 土木施設の応急復旧、
7-3 ライフライン施設の応急復旧]

住民の日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできない、道路、鉄道、農業用ため池・ダム、河川・砂防・治山施設、農地・農業用施設等の公共土木施設の防災対策、応急復旧対策について見直しました。

また、災害発生時の応急対策活動や住民の生活に重要な役割を果たす、上下水道、電力施設、電気通信施設、廃棄物処理施設等の耐震化、応急復旧対策などについて見直しました。

7. 危険物等取扱施設対策の見直し

[地震対策 第2章 第2節 2-6 危険物等災害予防計画]
[水害等対策 第3章 第4節 4-10 危険物等災害防止対策計画]

石油等危険物施設、高圧ガス及び火薬類取扱施設、毒劇物取扱施設の災害予防対策・災害応急措置等の全般について県地域防災計画を参考に見直しました。

8. 消防団の組織再編

[地震対策 第2章 第3節 3-2 消火活動、救助・救急活動への備え]
[水害等対策 第2章 第2節 2-9 火災予防計画]

人口減少や社会情勢等の変化により、消防団員の確保及び車両等の資機材の維持が困難になりつつある本市消防団において、地域防災力の低下防止や多発・複雑化する自然災害への対応、団員の負担軽減を図るため、桜川市消防団組織再編計画に基づき、新たな組織体制の構築を図るものとしました。

9. 医療救護活動への備え

[地震対策 第2章 第3節 3-3 医療救護活動への備え]
[水害等対策 第3章 第4節 4-9 医療・助産計画]

災害時においても迅速かつ的確に医療救護需要に対応するため、病院等の耐震性の確保、防災訓練等の実施について記載しました。

また、災害時における医療体制を確保するため、医療班の編成について見直すとともに、後方の（被災をまぬがれた）患者受入先病院の確保、後方の医療施設への搬送体制の確保、人工透析等の提供体制の整備等について記載しました。

10. 応急物資等の備蓄の推進

〔地震対策 第2章 第3節 3-4 被災者支援のための備え〕

発災後、被災者に対し円滑な食料、飲料水、生活必需品の供給を行うため、市における備蓄の対応や物資調達・輸送調整等支援システムの活用、住民における「最低3日間、推奨1週間分の備蓄」、事業所における「3日分程度の備蓄」について記載しました。

また、物資の備蓄に関する留意事項として、被災地のニーズに応じた調達・確保を行うことを記載しました。

11. り災証明書の発行体制の整備

〔地震対策 第2章 第3節 3-4 被災者支援のための備え〕

〔水害等対策 第3章 第5節 5-1 被災者の把握〕

災害時にり災証明書の発行が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査、被災者生活再建支援システムの構築・運用等、り災証明書の発行に必要な業務の実施体制の充実強化に努めることを記載しました。

また、り災証明書発行についての留意事項を記載しました。

12. 複合災害対策への備え

〔地震対策 第2章 第3節 3-11 複合災害対策〕

複合災害の発生の可能性を認識し、備えの充実を図ることを記載しました。

※複合災害：同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

13. 防災知識の普及・教育

〔地震対策 第2章 第4節 4-1 防災知識の普及啓発に関する計画〕

〔水害等対策 第2章 第4節 4-1 防災知識の普及啓発に関する計画〕

災害による被害を最小限にとどめるためには、「公助」はもとより「自助」「共助」との連携が必要であるため、住民の防災意識の向上や災害発生時の身の安全を守るために行動など、普及すべき防災知識の内容、普及啓発手段、防災拠点の整備について記載しました。

14. 個別防災訓練の内容見直し

〔地震対策 第2章 第4節 4-2 防災訓練計画〕

災害時において迅速かつ的確な行動をとるため重要な個別の防災訓練について、その内容を全般的に見直しました。

15. 緊急輸送の円滑化

[地震対策 第3章 第4節 4-3 輸送計画]

災害時に緊急輸送を効率的に行うため、緊急輸送道路の確保、交通規制等の対策について、県地域防災計画を参考に見直しました。

16. 消火、救助救急活動の見直し

[地震対策 第3章 第4節 4-4 消防計画]

大規模地震発生時に予想される火事の多発等に対処するため、消防機関による消火活動及び救助・救急活動全般を見直すとともに、緊急消防援助隊の要請伝達系統を記載しました。

また、知事より火災気象通報を受けた時などに発令される火災警報について、火の使用制限・広報・伝達系統を記載しました。

17. 飲料水・食料・生活必需品等の供給内容の見直し

[地震対策 第3章 第5節 5-5 生活救援物資の供給]

被災者に対する飲料水・食料・生活必需品等の供給について、対象者・供給方法・供給品目等を見直すとともに、市外からの救援物資等の集積候補地として桜川市岩瀬体育館（ラスク）を設定しました。

18. 災害救助法の適用基準、適用手続きの修正

[地震対策 第3章 第6節 救助法の適用]

災害救助法の適用基準について、基準4号の内容を修正するとともに、災害救助法の適用手続きについて、県地域防災計画と整合を図りました。

19. 建築物に関する応急対策の見直し

[地震対策 第3章 第7節 7-1 建築物の応急復旧]

建築物等の応急危険度判定、被災宅地の危険度判定の実施内容について、県地域防災計画を参考に見直しました。

また、災害救助法に準じて実施する、住宅の応急修理、応急仮設住宅の提供について見直すとともに、応急仮設住宅については、賃貸型応急住宅及び建設型応急住宅に分けて整理しました。

20. 災害廃棄物処理対策の見直し

〔地震対策 第3章 第7節 7-4 災害廃棄物の処理〕

災害廃棄物の処理について、「桜川市災害廃棄物処理計画」に基づいて実施するものとし、災害時のごみ処理、し尿処理の留意点等について見直しました。

21. 防疫活動内容の見直し

〔地震対策 第3章 第7節 7-5 防疫計画〕

被災地で発生する感染症予防のための防疫活動について、県地域防災計画を参考に見直すとともに、医療ボランティアとの連携について記載しました。

22. 行方不明者等の搜索、遺体の処理等の見直し

〔地震対策 第3章 第7節 7-7 行方不明者等の搜索及び遺体の埋葬計画〕

災害救助法に準じて実施する、行方不明者等の搜索、遺体の処理・火葬等の措置について見直しました。